

こべる

3 1994

こべる刊行会

NO. 12

部落のいまを考える⑦

近代部落史研究の課題

黒川みどり

時評③

みえない刃先

—宗田さんの「山脇東洋」を読む

土方 鉄

ひろば⑩

職場と部落問題

柴田則愛

第九回『こべる』合評会から

部落のいまを考
える⑦

近代部落史研究の課題

黒川みどり（早稲田大学非常勤講師）

はじめに

藤田敬一氏著による『同和はこわい考——地対協を批判する——』（あうん双書、一九八七年）が出版されてから早や六年半が過ぎた。その間、さまざまな立場からの多くの人々を巻き込んで議論が交わされてきた。そして今もなお、「わたしがこれまで求めつづけてきたことは、『部落差別とはなにか、その実態はどうなっているか、どうすれば部落解放が達成されるか』といった部落解放運動の基本問題について、部落差別の撤廃を願う者同士が差別・被差別の資格・立場を超えて真剣に議論することにつきます」（『同和はこわい考』通信」第七七号、一九九三年二月一八日）との氏による問いかけが続けられている。

私もかつてこの本を読み、解放運動の行く手に立ちただかる大きな厚い壁を乗り越えようとする藤田氏の提言の斬新さとその真摯な姿勢に強い感動を覚えた者のひとりである。無論私も、この大きくも重い課題に対して即座に有効な回答を持ち得ていないが、本稿では、私の専門とする歴史学の側からその問いへの手がかりを多少なりとも見いだすべく、まずは近年の近代部落史に関する研究動向を振り返りながら、近代部落史研究の課題を整理してみたい。

かつて私は、「近代日本と部落問題研究の状況」（小林茂・秋定嘉和編『部落史研究ハンドブック』一九八九年、雄山閣）、「水平運動・融和運動史研究の動向」（『部落解放研究』第七五号、一九九〇年八月）等において研究史の整理を行ったことがあるので、ここではおもにそれ以後の動向に限定して述べることにしたい。また、私の専門

領域である近代に限定すること、研究を網羅的に取り上げることはしないことをあらかじめお断りしておく。

一、近代社会と部落問題の関わりの追究

今日、部落解放運動は部落問題の重要性を社会に認知させるという課題を一定程度達成すると同時に、それがゆえにまた新たな問題を生じてきており、そのなかで部落史研究もまた、ひとつの転機にさしかかっているといえよう。一九七〇年代半ばごろから、それまで近代における部落問題をとらえる際の多くの人びとにとつての指標となっていた、部落差別は資本主義の下で拡大再生産されるという見解に対する見直しがはじまった。それについてはかつて述べたのでここでは繰り返さないが、「天皇制と部落問題」研究、「地域支配」論は、それに代わるものとして提起されたのであった。

部落差別の本質をどう見るかという根源的な問題に対する回答への模索はその後も続けられてきたが、最近、部落差別を近代社会のありようとの関係でとらえるという理論的枠組みが提示されてきたことが注目される。そ

れは換言すれば、部落問題の視点から日本近代を問うという大きな試みにちがいない。その基本的な視点は、「シンポジウム 馬原先生の歴史研究をめぐる」（『部落問題研究』〈馬原鉄男理事追悼輯〉第一二二号、一九九三年一月）、および「シンポジウム・近代社会と身分問題」（『部落問題研究』第一二四号、一九九三年七月）のなかで端的に語られているので、それらにもとづきながら紹介したい。

まず鈴木正幸氏は、近代日本社会における特質について論じたのちに、「天皇制的家秩序は、貴種を再生産しそれによつて家柄の上下関係を再生産するものであったから、近代日本の家秩序は、家同士のフラットな関係としてではなく血統にもとづく家格差別を再生産するものであり、その一環として部落差別も再生産されることになったとする。加えて、特に部落差別を加重することになった要因として、日本国民国家の特殊性ゆえに異民族起源説を媒介に、被差別部落に対して疑似民族差別が行われたことを指摘している（『報告Ⅱ 近代における部落差別』、前掲「シンポジウム・近代社会と身分問題」所収）。

また小路田泰直氏はそれを継承しながら、次のように述べる。近代社会は倫理性を強調しないと社会の求心性が保たれず、したがって国家の道德律のなかに伝統的なもの、習俗的なものが入ってくる。その際に排他性や差別といった否定的な側面も混入するのであり、したがって「部落差別」というのは近代において相当強力なメカニズムをもっているものとして、しかもそれが内面の問題としてあるのではないか」。「だからそういう意味でいうと、部落問題という一つの日本の伝統社会、近代から見ると伝統社会ですけれども、その伝統社会が持っていた差別構造というものをただ残滓として残したんではなくて、まさにそれを含めた伝統社会というものを常に再生産し続けながら、もう一方でそれを破壊していくというような近代社会をつくり上げていくという、これが日本近代ではなかったのか」と（「討論」での発言、同上）。

他方、前掲「シンポジウム・近代社会と身分問題」の報告者のひとりである峯岸賢太郎氏は、著書『近代に残った習俗的差別』（兵庫部落問題研究所、一九九〇年）のなかでも論じているように、封建遺制である部落差別は、権威主義的な政治体制である近代天皇制国家のもと

で、「意図的差別」とは異なる「習俗的差別」として再生産されること、再生産をもたらす具体的な要因は、天皇制を支える身分階級的秩序と文明開化による文明的価値観であることを指摘する（「報告Ⅰ 近代日本の部落問題」、前掲「シンポジウム・近代社会と身分問題」）。

これらに共通するのは、第一に、一九七〇年代後半の研究の多くが、部落差別は封建遺制であり前近代社会の残滓であることを強調していたのとは異なっており、たんなる残滓ではないとし、部落差別を再生産するところの日本近代を問い直そうとの地平に立っていることである。ただし、そこで問題にされている近代とは、あくまで日本近代であるのか、それとも近代一般であるのかという点をめぐっては、論者によって相違が見られる。

ひいてはそれが、戦後の部落解放への展望にたいする差異ともなっており、どちらかというと日本近代の特殊な要因を強調する鈴木氏にあっては、差別一般の解消には留保をつけながらも、「戦後民主化による国家的イデオロギーと制度的障害物の除去および高度経済成長が、近代日本における部落差別の再生産の客観的条件をかなりの程度において除去したことにより、部落差別解消の

客観的条件形成は大きく前進した」と述べる（前掲「報告Ⅱ 近代における部落差別」）。また、近代における部落差別が「身分遺制」であるとの前提に立つ峯岸氏は、「先進資本主義国においては部落差別が解消していくのは必然であるということに基づいて考えたい」とする（前掲「討論」での発言）。

一方小路田氏は、高度経済成長が「みんなが経済人化している社会」を生みだし、そこでは逆に部落問題を含む伝統回帰的なファクターが出てくることを重視する。すなわち「近代」そのものが問題とされており、それゆえ「部落問題を克服する」ということは近代を克服するということ」だとの結論にいたっている（同上）。

第二に、近代天皇制が直接差別を再生産しているのではなく、媒介となるものが存在することはかねてから指摘され、これまでも鈴木良氏による「地域支配」論などが提起されてきたが、これらもまた、天皇制と部落差別を媒介する要素を近代社会のなかに見いだそうとしていることである。その成果は、部落問題研究所編『近代日本の社会史的分析——天皇制下の部落問題——』（部落問題研究所、一九八九年）などにもまとめられており

（同書については、『日本史研究』第三七八号（一九九四年二月）に書評を書いたので、ここでは詳しい言及は省く）、近年急速に研究が進んだ領域のひとつといえよう。

二、水平運動史と明治維新期の研究の進展

以上を近年の研究の注目すべき動向の第一とするならば、第二に、そのような差別の構造を変革していく主体である水平運動史についての研究が、藤野豊『水平運動の社会思想史的研究』（雄山閣、一九八九年）をはじめとする一連の成果によって前進したことがあげられる。

同書については、拙稿「書評 藤野豊著『水平運動の社会思想史的研究』（『部落問題研究』第一一八号、一九九二年九月）を参照されたいが、そこでも述べたように、「史料を客観的、かつ忠実に読む」（藤野前掲書、三三九頁）という姿勢を貫徹させ、従来の水平運動史研究史上の主要な論点整理を踏まえた上で自己の見解を提示したものであり、それが世に問われたことによつて新たな水平運動史研究の段階を切り開いたといつても過言ではない。そこでは、階級的連帯こそが部落解放を達成し

うる途であるとの立場から、大衆運動として出発した水平運動が、いかに水平運動としての「主体性」を保ちつつ階級的連帯を実現していったのか、そして水平社が分裂を来しつつも統一の可能性がいかように存在したのかが追究される。

藤野氏のように水平運動の全国的動向を論じた研究は、近年むしろ減少しているが、しかし一方で、水平運動に関わった人びとの発掘作業や、地域における運動を掘り起こす仕事は多くの成果となって現れている。前者を代表するもののひとつが、『部落問題研究』に連載された「水平社をめぐる人びと」や、「特集 水平社周辺の人びと」(『部落問題研究』第一〇三号、一九九〇年一月)の企画であり、そのなかでたとえば部落問題の視点から再度喜田貞吉を採り上げた田中聡「喜田貞吉と部落史研究」では、喜田の「融和」概念を彼の歴史観・社会観に関連づけながら詳細に分析している(『部落問題研究』第一二三号、一九九一年一〇月)。

地域における運動の発掘については、尾崎耕司「一九九二年の成果と課題・近現代編」(『部落問題研究』第一二六号、一九九三年十一月)などに詳しく紹介されている。

るのでここではふれないが、各地水平社の実態などについていねいに跡づけた研究が数多く生まれてきている。いうまでもなくそれらの成果を取り込むことによつて、今後より豊かな水平運動史の全体像が作り上げられていかなければならない。そしてまた、それら地域における運動史研究の側に課された問題は、あくまで地域に深く密着しつつ、そうであるがゆえにそこから従来の全体史に何を提起できるかということであろう。

第三は、明治維新时期を中心に明治期の研究が進展したことがあげられる。他の時期・分野にも個々には優れた研究成果があがっているが、総体として見れば、近年最も研究の進展が著しかった分野といえるであろう。そのことは、前掲『近代日本の社会史的分析』の内容からも見てとれる。その大きな原因のひとつはやはり、近代における部落差別の基本構造が、近代国家ないし近代社会成立の過程ではほぼ決定してしまふという見方が支配的になってきていることに求められよう。それゆえに近代社会成立期以前に研究者の関心が集中したものと考えられる。

「解放令」をめぐることは、これまでの研究レベルを大

きく引き上げた上杉聰氏の研究『明治維新と賤民廃止令』（解放出版社、一九九〇年）がすでにあるが、その後、それをひとつの引き金として新政反対一揆における部落問題の位置や「解放令」と戸籍法との関わりが明らかにされていった。

さらにここでは、それ以後に出された、「近代日本の部落差別を〈生活共同体〉と〈支配共同体〉との対抗関係のなかで描いていきたい」とする今西一氏の著書『近代日本の差別と村落』（雄山閣、一九九三年）に注目したい。今西氏自身が記しているように、それは、鈴木良氏の提起した「地域支配」論がどちらかというところと〈支配共同体〉の面のみから部落問題をとらえているのにないて、〈生活共同体〉という新たな視点を導入することによって、社会史や民俗学の成果をも摂取しようとする試みであった。

先に紹介した部落差別を近代天皇制ないしは近代社会の枠組みに位置づけようとする研究は、日本近代史研究の成果を汲み上げた示唆に富むものであるが、部落問題に論及する研究者の層の広がりという喜ばしき事態と同時に、一面で部落問題が対象の中心に据えられず、部落

問題のありようや被差別部落の実態が十分に浮かび上がってこないという弱点を持ち合わせているように思われる。その点で同書は、「共同体」という観点から部落問題に深く食い入りつつ日本近代史全体への広がりを持つており、〈生活共同体〉に着目するという被差別部落の「内側」へのアプローチの方法とともに、学すべき成果のひとつである。

三、民族差別問題の側からの問いと差別問題全般への視野

第四は、民族問題の側から部落問題研究への問いが寄せられていることである。

そのひとつが、周知のように金静美氏の提起した全国水平社の戦争協力の実態を解明するという問題であった。金氏は、その後藤野豊氏らとの論争（尾崎前掲論文参照）の経緯のなかで一連の論稿を発表していくが、出発点となっている問題意識は、「衡水（衡水社と水平社をさす——引用者）連帯の試みが希薄なまま消え去ったのち、日本の被差別部落民もまた他の日本民衆と同じく、

さらなるアジア侵略に加担していった。そのことにかかわって、全国水平社の指導的な位置にあった人びとの責任は軽くない」のであり、「侵略国と被侵略国の民衆の真の連帯」をつくるためには、その問題を徹底的に洗い出さねばならないとするものであった（『朝鮮独立・反差別・反天皇制——水平社と水平社の連帯の基軸はなに——』・『思想』第七八六号、一九八九年一月）。

もうひとつの問いは、尹健次氏から発せられた。それは、部落解放研究所編『部落解放史』下巻の書評という形をとりつつ、部落問題に向き合う者が、民族矛盾や階級矛盾を内包した「日本国民」という概念に自足して、ともすれば戦後の日本社会がなお抱えている在日朝鮮人を主たる対象とする民族差別、アイヌ・沖縄差別、障害者差別、女性差別などを視野から欠落され、被差別部落民を「絶対的な被差別者」としてのみとらえる傾向にあることを鋭く指摘したものであった。氏は、それは『平和と民主主義』に代表される『戦後民主主義』にたいする過大な評価の傾向とけっして無関係ではなく、戦後の部落解放運動史研究もまた、日本の植民地支配の問題と戦争責任の問題を課題として取り込めないでいる、

そのことが「部落住民のみが差別されているという誤謬ないしは錯覚になお深く浸り、部落解放史を世界史の普遍のなかに位置づけえない状況」を生んでいると述べている（『書評 被差別者にとつての「国民」概念——部落解放研究所編『部落解放史 下巻』を読んで——』・『部落解放研究』第七〇号、一九八九年一〇月）。

両者は、アプローチは異なるが、共通の問題を我々に突き付けている。すなわち、もはや被差別部落民をマイノリティとする立場にのみ安住している段階ではなくなくなってきたことを意味しよう。「被害者」としての立場のみを強調している段階から一歩踏み出して、「大日本帝国」の一員としての「加害者」の側面にも目を向けるべきことが求められているのである。

もちろん研究のレベルでいうならば、水平社と被差別部落の人びとの戦争協力、さらにそのファシズムとの関わりでの評価の問題等々は、事実の発掘と本格的な研究がようやく緒に就いたばかりであり、藤野氏が、松本治一郎や大和報国運動への評価が甘いとの氏に向けられた金氏の批判に答えるなかで強調しているとおり、水平社のたどった道程を一口にファシズムに加担したものと

して断罪してしまうのではなく、その論理構造や、部落厚生皇民運動と大和報国運動との質的差異を明らかにすることが必要である。あるいはまた、戦後の部落史についても、日本国憲法下での部落問題や被差別部落の人びとの実態それ自体についても、今後さらに究明しなければならぬ多くの課題をかかえている。誤解を恐れずにいうならば、それらをなおざりにしたまま、その問題提起を誠実に受けとめんとするがために、安易に「国民」概念を粉砕し、民族差別と侵略の側面を告発することに精力を注いでも、そこから新たな展望は生まれてきにくいのではなからうか。それは、かつての水平運動史研究において、労働者・農民との連帯の事実とともに、朝鮮人との連帯の側面が強調されてきたことのたんなる裏返しでありえない。当然のことながら部落問題研究者にあつては、まずは部落問題についてのより深い研究が必要なのであつて、その足場をしつかりと築くことから部落問題以外の差別問題とを切り結ぶ突破口も生まれてこよう。

しかしながら、部落解放運動が多くの成果を勝ちとり、またそれゆえに多くの問題をも抱えている今日の状況を

省みると、両氏の指摘はきわめて重要な問題を投げかけていることはいうまでもない。部落史研究もさらに研究の力量を蓄え、部落問題それ自体の研究を深めるとともに、部落史の枠組みを越えて差別問題に広く視野を及ぼし、そのなかで部落問題の位置を再確認すべき段階にきているのである。

差別問題全般のなかでの位置づけという点についていえば、差別の個別史という枠を打ち破る試みを行ったものとして、ひろたまさき『差別の諸相』（日本近代思想大系第二三巻、岩波書店、一九九〇年）があることを、第五の注目すべき動向としてあげておきたい。

そのなかでひろた氏は次のように述べる。『差別』はさまざまの領域でさまざまの現象をもつて現われ、それぞれに『特殊性』を主張するものであるから、まず個別史の研究として展開するのは当然であり、それは今後も発展させなければならないが、個別史の研究がその『特殊性』を強調すればするほど『賤視の根源』が前近代の歴史に求められる傾向をもつことにもなるのであり、それは全体史への展望を困難にしかねないであろう。それにもかかわらず全体史の展望、つまりさまざまな『差

別」が社会全体のなかでそれぞれのどのような意味をもち相互に関連しているかということが明らかにされないとい、個別史の研究もすすまない段階に来ているのでないか、ことにさまざまな「差別」があらたに連鎖していくことになる近代社会においては、その全体的な構造と矛盾の究明がなによりも重要ではないかと思われる」（『日本近代社会の差別構造』、ひろた前掲書）。

同書は史料集として編まれたものであるが、氏は、その解説「日本近代社会の差別構造」において、①近代天皇制身分秩序の根幹をなす「血統」観念、②西洋近代文明がもたらした「文明」と「野蛮」の分割の二つを軸にしながら、日本近代社会成立期、すなわち「近世身分制が解体されて帝国憲法体制が成立するまでの時期、あるいは専制権力として発足した明治国家がそれなりに国民の一定部分を権力の意志決定機構の中にとりこむ制度を設けるにいたるまでの時期」における差別の構造を概観することに成功している。氏がその時期に着目するのは、そこで「日本近代社会の差別の原型的な姿」が示されるとの認識があるからにはかならない。個々の差別に関するこれまでの研究蓄積をも援用しながら、「『文明』と

『野蛮』』という独自の視角を導入して、近代社会における差別の構造の鳥瞰図が提示されたことの意味は大きい。

最後に第六として、地域における部落史の盛行があげられる。この点については前掲「水平運動・融和運動史研究の動向」で述べたことがあるので重複は避けるが、その後も市町村、一地域を対象とする部落史の成果が世に問われている。一例をあげると、すでに一九八八年以来本編・史料編Ⅰの刊行が行われてきた尼崎部落解放史編纂委員会編『尼崎部落解放史』（社団法人尼崎同和問題啓発促進会発行）の史料編Ⅱが一九九三年に出されて、完結を見た。近現代を対象とした史料編Ⅱでは、家文書、新聞記事等を中心に構成しながら、地域の詳細な動向を浮かび上がらせる材料を提供してくれている。

また、前にもあげたようにそれら地域部落史では、民俗学的手法に学んで聞き取りをふんだんに採り入れ、そのことによって被差別部落の生活実態、記録に残されなかった差別のありようを明らかにしている。

課題は、水平運動史のところでも述べたように、それらの地域から生み出された成果を全体史のなかによろしく汲み上げていくかであり、他方また、地域部落史の

側も全国レベルでの研究を摂取しつつ、発掘された事実の普遍化、理論的位置づけをいかに行っていくかという点にある。両者はいまだ平行線のまま進められているとの感が強い。

おわりに——当面の自らの課題として——

以上、今後に残された課題にも言及しつつ、近年の研究に現れた特徴を、私なりに六点にわたって述べてきた。それでは私自身はとの問いが返ってくるが、依然私にも十分な展望があるわけではない。

そのなかで私は、すでに紹介した先行研究のなかでも提起されている問題であるが、近代日本社会に牢固として存在し、そして今日においてもなお生き続けている「家」意識とそれを支える「血統」観念に着目しながら、近代における部落問題のあり方を描き出していきたいと考えている。平等理念の浸透によって少なくとも表面上は露骨な差別が減少している現在にあってもなお、結婚という場面においては部落差別が浮上してきやすいことを考えるとき、結婚にまつわる「家」——「血統」意識

と部落問題との抜き難い結びつきを改めて想起せざるをえない。もちろん近代において部落問題が存続してきた背景には、それ以外の多様な要因が作用しているにちがいないが、まずは、近代における部落差別の根幹にあると考えられる「家」意識に着目することは、けっして迂遠な途ではないであらう。

それとの関わりにおいて、前述の鈴木正幸氏の指摘にもあるように、明治中期から浮上し、日露戦後に社会に広く浸透していった異民族起源説を背景にもつ「特殊(殊)部落」観が重要な意味を持つていると考えられる。すなわち被差別部落が「特殊(殊)」であるがゆえに、

「家」——「血統」意識によって排除されていくという構造が生じてくるのである。そうしてそこで形成された「特殊部落」観は、異民族起源説が公然と否定され、ほとんど論壇などからも姿を消してしまったのちも、依然人びとの意識のなかに根強く存在し続けたと思われる。

それらの点に注目しながら私は、むしろ近代社会成立期以後の時期に力点をおいて近代における部落問題を考察したい。なぜならば、先行研究が指摘するように近代社会における差別の原型を見定めることが重要であるこ

とはいうまでもないが、それゆえに成立期以前に研究が集中し、その後の時期の研究がほとんど行われておらず、しかも現在の部落問題とを架橋するという意味においても、成立期以後の時期の解明が今日むしろ必要とされていると考えるからである。すなわちそこでは、いったんできあがつた近代社会における部落差別の基本構造が、その後、被差別部落内外の諸要因によつてどのように変容していくのかが明らかにされなければならない。私は目下のところ、部落差別が近代一般というよりは日本近代の特殊性と密接な関係にあるとの見通しを持っているが、しかしそれゆえにたんに資本主義の高度の発達や近代化の進展に部落解放の展望を委ねて傍観してしまうのではなく、その下での被差別部落内外の人びとの主体的な意識の変革の努力が行われなにかぎりその実現はありえないはずである。したがつて私は、その面をも歴史学の対象として考察していきたい。

しかしながら、公然と語られることの少ない差別意識と私的な領域である「家」の問題との関連に焦点をあてようとするとき、そこにはやはり方法上の厚い壁が存在する。私は、それを突破する方法をまだ提示しえないが、

おそらく前述の民俗学的手法や聞き取りをも採り入れた地域研究に学ぶべきところも少なくないであろう。

なおこのように歴史のなかで意識を対象に据える場合にも、今日における部落問題をめぐつて藤田敬一氏が提起している差別する者とされる者の「両側から超える」という問題を問うて見る必要がある。「両側から超える」とは、換言すれば両者の間に「開かれた」関係をつくることであり、在日朝鮮人差別問題をはじめとする差別の重層的な存在を視野に入れることがそのためのひとつの契機となりうるのではなからうか。いたずらに多くの対象を取り込んでしまうことが必ずしも研究の深化につながるものではないことは、自戒を込めつつ先に述べたとおりであるが、他の差別問題に目を向けるとき、部落問題における差別者と被差別者という関係も、実は一個人に関わつて社会のなかに多様に存在する差別者と被差別者という関係のありようのひとつではないことが確認されるのであり、それを踏まえつつ新たな関係のあり方が模索されていかねばならないと考えている。

みえない刃先

—宗田さんの「山脇東洋」を読む

土方 鉄（作家・俳人）

九月二日（昨年）づけ『京都新聞』夕刊に掲載された、宗田一さんの『山脇東洋』を読みました。教えられること多く、興味深く読みましたが、一・二、疑問がおきました。

観臓のあとの慰霊祭のところで、「屈嘉」という名前が、突然でてきます。この人が、刑死した人の名前でしょうか。

杉立義一著『京の医史跡探訪』で、たしかめてみますと、そのとおりでした。杉立さんはつぎのように、山脇東洋の『臓志』の一節を紹介しています。

「屈嘉は不良の徒ではあったが、吾が道においては太勲であり、われらの長い間の蒙を頓に覺してくれた。故に夢覺と号す、吾が道が続く限り子の功は日

月と争い骨は朽ちるとも功は朽ちないであろう」

屈嘉の死体によって観臓し、長年の疑問をはらすことのできた、喜びと感謝の思いがのべられています。屈嘉を多とする思いは、しごく当然のことと、わたしにも思われます。

与えた戒名を利剣夢覚信士としたことまで、ふれているほです。

杉田玄白の『蘭学事始』（岩波文庫、緒方富雄校注、一九八二年改版）を読みますと、つぎのように書いています。ちよつと長くなりますが、引用します。

「さて、腑分ふわけのことは、えたの虎松とらまつといへるもの、このことに巧者こうしやのよしにて、かねて約し置きしよし。この日もその者に刀を下さすべしと定めたるに、その日、その者俄かに病氣のよしにて、その祖父なりといふ老屠ろうと、齡九十歳なりといへる者、代りとして出でたり。健かなる老者ろうしやなりき。彼奴かれは、若きより腑分は度々手にかけ、数人を解きたりと語りぬ。その日より前迄の腑分といへるは、えたに任せ、彼が某所をさして肺なりと教へ、これは肝かんなり、腎じんな

りと切り分け示せりとなり。それを行き視し人々看

過して帰り、われわれは直に内景を見究めしなどい

ひしまでのことにてありしとなり。もとより臓腑に

その名の書き記しあるものならねば、屠者の指し示

すを視て落着せしこと、その頃までのならひなる

よしなり。その日もかの老屠がかれのこれのと指し

示し、心、肝、胆、胃の外にその名のなきものをさ

して、名は知らねども、おのれ若きより数人を手に

かけ解き分けしに、何れの腹内を見てもこゝにかや

うの物あり、かしこにこの物ありと示し見せたり。

図によりて考ふれば、後に分明を得し動血脈の二

幹また小腎などにてありたり。老屠また曰く、只今

まで腑分のたびにその医師がたに品々をさし示した

れども、誰一人其は何、此は何々なりと疑はれ候

御方もなかりしといへり。」(三四―三五頁)

杉田玄白は、みづから解剖したのではなかったのです。

死んだ牛馬を解体し、皮革の生産に従っていた、屠夫だ

からこそ、医家の求めに応じ得たのでしょう。それが九

十歳の老屠夫だというのは、実にすごい技術ではないで

しょうか。

ひるがえって、東洋は、みづからメスを、ふるったの

でしょうか。宗田さんの同記事では、それがまったくわ

かりません。そこを書いてほしかったのです。

杉田さんの『京の医史跡探訪』は、『山脇東洋観臓記

念碑』の章で、つぎのようにのべています。

「宝暦四年(一七五四)閏二月七日、西土手刑場で斬

首された屈嘉の屍体は、再び六角獄舎に運ばれてきた。」

そして、東洋が解体の記録を図いりて、書いた『蔵志』

(図は弟子の浅沼佐盈)の、つぎの一節を紹介していま

す。

「庁前の藁席上に置いて屠をして之を解かしむ」

東洋もまた、屠夫の世話になっっているではありません

か。

刑死者にたいして、「骨は朽ちるとも功は朽ちない」

とまでのべて、感謝した東洋は、なぜ生きた人間の、屠

夫の労をねぎらわないのでしょうか。

刑死者が、医学に貢献したのは、疑いのないところで

すが、それは当人の知らないことです。それにくらべ、

求められて、すばらしい技術で、開腹してみせた屠夫は、医学になんの貢献も、していないのでしょうか。

東洋も玄白も、屠夫がいないと、観臓など不可能だった、のではないのでしょうか。

玄白が明記しているように、「えた」である屠夫は、当時の社会では、人間としては、扱われていなかった、被差別民でした。「人間外の人間」だったのです。その故にこそ、存在しているにもかかわらず、存在していないかのように、扱われるのでしょうか。

「その者に刀を下さすべし」(玄白)

「屠をして之を解かしむ」(東洋)

宗田さんが、部落問題にかかわる部分を、意識して回避されたのなら、讀えられている東洋の実証精神に、とおく及ばないことに、なるのではないのでしょうか。

*

以上の原稿を、京都新聞の編集局へ、投稿したが、とりあげるところとなりませんでした。もともと連載中の『解放への日々』で触れてくれましたが、もちろん全文ではありません。

『こべる』への投稿にあたつて、すこし書き添えます。それは、玄白も東洋も、なぜ直接メスをふるわなかったのか、という点です。

川元祥一は、『文化の空白と再生』(解放出版)の中で、つぎのように述べています。

「職業的技術として解剖技術をもっている人がいて、その技術によって人体解剖をして見せる人が目の前にいたにもかかわらず、その技術や文化を無視して、外国の技術を導入しようとしたのも、やはり『穢れ意識』にもとづく身分差別、つまり今日で言うところの部落差別があったからと考えざるをえない」

つまり死穢を避けるために、屠夫に解剖させながら、その技術を差別的に無視したという意見なのです。

また、前掲『解放への日々』で、歴史家の寺木伸明さんは、死体が穢れとみられたばかりでなく、罪そのものも、穢れとみられていた。したがって、刑死者の穢れは、二重のものとされていた、と述べている。

以上二点、参考にご紹介します。

職場と部落問題

柴田則愛（郵便局勤務）

時代の流れとともに職場も変わった。わたしの職場で
の大きな転換期は、十年ほど前だったような気がする。
労働組合に求心力がなくなり、職員のスタンスは職場の
外に移った。その頃、同和研修も一部の活動家による管
理者への抵抗の手段から、当局・管理者主導の研修にな
った。

そのことは部落問題がひと握りの人の手から、多くの
人の手へと広がっていったことを示している。しかし年
月が経つにつれて、同和研修はセレモニー化してきてい
る。そして、「差別する人には、人格がない」という前
提が今も生きている。十年前には確かにあった管理者の
差別問題をなんとかしたいという熱意は、職員の「また
か」と、職場基準となった成績主義・能力主義のはざま
で色褪せている。差別の問題を人間の問題と考えるなら
現在の同和研修は「職員の沈黙という問い」に何も答え

ていない。

これまで「差別とは何か？」をわたしなりに考えてき
たが、はたしてこの「職員の沈黙」について考えてきた
だろうか。個性のなかに普遍性も含まれているだろう
という推測のもとに、四日市郵便局貯金課外務のごく狭
い範囲で考えてみることにする。

「セールスは数字で評価される」とは、よく言ったも
のだ。まず成績があがっていないければ、どれほど統率力
指導力、企画力があっても、それがかえってマイナス要
素になってしまう。職場で自己実現できるのは、ごくわ
ずかの職員だ。存在感をアピールできない職員の顔には
表情がない。そしてその同じ顔が、同和研修の場でみら
れる。

日頃、「なぜ成績があがらないのか」「今日はどのくら
い訪問したか」「どんなセールスをしているのか」など、

個々の人間性を徹底的に洗い出される成績のあがつていない職員。そういった厳しい指導をする管理者が、「差別をする人には、人格がない」という。どちらにも文句が言えない時、職員はどちらの場でも表情のない顔をするしか自分を守る術がない。

小学校の運動会で、徒競走の順位を決めず、差をつけないというのを聞いたことがある。だが考えてもおかしいと思うのだが、これがまかり通っている。「機会の平等」と「結果の平等」が混同されているからだろう。

わたしの職場には当然、「機会の平等」は保証されている。だからこの職場実態をみて、だれも差別だとはいわない。ところが、いったん個人のなかに入ってしまうと混同されてしまう。

少し観点をかえて、「組織」からみることにする。組織を「共通目標を達成するための人間集団」と定義すれば、組織は個人を目標への貢献度で評価する。組織は個人を束縛する。だが、個人は組織のなかに身を置かざるをえない。となれば、目標達成という束縛を共有することと「組織」を克服し得る人間関係を作り出せるのではないだろうか。

今わたしは、差別が善意の人々の手によって、なくな

らない方向へと導かれているような気がしてならない。七世帯にひとりの割りりで配置されている行政職員が、盆踊りや自治会のお茶の世話までする。幼稚園にパートできている部落のおばさんに仕事の指導ができない園長、その負担を背負わされた職員間での噂話し。どんどんこんがらがっていく。

人間関係の回路に入れない部落の人々に、愚痴は聞こえてこない。貢献度の少ない職員は愚痴を言うことができない。あらわれ方は違っても、同じ構造なのだ。

職場における部落問題を考えるとき、同和研修のありかたに焦点を絞っても、そこには善意の人々がいるだけで、解決の糸口は見つからない。遠回りかもしれないが、共通目標達成のために疎外された職員を組み込んだ人間関係の回路を職場に構築し、日常の会話のなかで愚痴や憂^{うれ}を出し合う環境を作ってみてはどうか。

先進的な企業では、「対立から両立へ」「機械的職場から有機的職場へ」などのスローガンが始めている。もちろんこれは、生産性の向上や合理化ではあるが、そういった試みを主体的に取り込んでいけば、これまで部落問題のなかで話題にもならなかったいくつかのものが見えてくるに違いない。

第九回『こべる』合評会から

参加者一人一人の簡単な自己紹介と二月号への意見・感想を出しあう形で合評会は進められた。論議は執筆者である谷氏の参加もあり、職場の同和研修と市民への同和啓発をめぐる点に集中した。谷氏への共感も多かったが、疑問もだされた。

「同和事業の功罪が顕らかになっているこの時期に、形式的な差別・被差別の関係を崩せない同和啓発・研修は有効性を持ちえるのか」「義務的に受講する職場研修と地域レベルでの〈参加自由〉の市民啓発を一緒にではできないが、職場研修の科目に入っている同和問題の教材内容や形式における建前主義は大きな問題を孕むのでは」「地域での同和問題の啓発事業は一のプラスを得るに九のマイナスをもたらしている。いまずぐ、廃めるべきだ」等、高見から語られる同和研修・啓発事業に対する否定的な意見が出された。

もちろん、谷論文にも、「一方に

自由な発言を促す人がいるかと思えば、他方に本音に基づく差別的な発言を放置してはいけないと言う人がいる。研修の場で、どんな発言が飛び出すか、びくびくしている人は決して少なくないはずである。その結果、無難な、当たり障りのない話し

合いでお茶を濁すことになる」研修の克服が指摘されている。「自由な発言の中でこそ本音が出る。本音が出てこそ意識を変えるきっかけも生まれる」と考える研修企画者谷氏にも、実際には大きな苦悩・困難が見受けられる。それは、地域社会のなかで被差別部落民の〈弱さ〉に日々

接触している受講者の体験からの指摘が、先の本音に基づく差別的な発言と同一視されない保障は残念ながらなく、受講者は貝のように口を閉ざしてしまっているからである。

同和研修・啓発事業は必要なのか、それに代わるべき部落問題への

アプローチの方法はあるのか。基本的に同和問題への研修・啓発は否定されるべきではない。しかし、その目的が参加者の差別意識を変革すると肥大化され、方法においても一方通行的にすぎる現状の弊害は早急に克服されねばならないだろう。

また、現状の弊害を克服するため同和研修・啓発事業を幅広く生涯教育の一環に組み入れる発想も必要ではないか。生涯教育では学为主体である個々人の自己教育活動が基本とされる。今日の部落問題を理解するうえで自己教育活動は重要なアプローチの方法であるに違いない。

(住田 一郎)

『こべる』合評会のお知らせ

三月二十六日(土)

午後二時より(四月号)

京都府部落解放センター
於 第一会議室

TEL 〇七五—四一五—一〇三〇

社会同和教育読本

仲田 直



差別はいけない——と誰もがいう。
しかしまなお、被差別部落出身者への差別をはじめ、民族、性別、障害などを理由とする忌避・排除は存在する。

部落問題の解決をめざしてすでに七十年余一いま、差別の深奥に横たわる心理的差別の解決に向けて、学校教育と共に、社会教育における同和教育(社会同和教育)を考える。

〔内容〕同和教育の現状と課題／人権思想と学習権／わが国の社会教育史と社会同和教育／社会同和教育の課題と実践／資料編・講演録

阿吽社

四六判 224頁 定価 1,960円